

平成21年6月10日

株 主 各 位

本 店 大阪市中央区南船場一丁目17番26号
東 京 本 部 東京都新宿区新小川町4番1号

株式会社 ア プ ラ ス

取締役社長 クラーク・ダグラス・グランジヤー

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができ
ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同
封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成21年6月25日（木曜日）午後
5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
新生銀行本店1階 新生ホール

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 1** 第54期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2** 第54期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
計算書類報告の件
- 3** 事業持株会社体制への移行について

決議事項

- 第1号議案** 資本金の額の減少の件
- 第2号議案** 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案** 剰余金の処分の件
- 第4号議案** 吸収分割契約承認の件
- 第5号議案** 定款一部変更の件
- 第6号議案** 取締役5名選任の件

4. 代理人によるご出席の場合

代理人が株主総会に出席される場合、その代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.aplus.co.jp>）において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

事 業 報 告

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的な金融危機が一段と深刻化する中、輸出減少や生産調整が企業収益を圧迫し、雇用情勢の悪化に伴い個人消費低迷に拍車がかかるなど、景気は急速に悪化いたしました。また、金融市場においても、世界的な株価下落や急激な為替変動、資源価格の乱高下など、極めて不安定な状況が継続いたしました。年度末にかけ、各国の積極的な景気対策などを背景に、一部に金融市場の落ち着きは見られましたが、先行きは依然として不透明感が漂う状況となっております。当業界におきましては、個人消費が低迷する中、貸金業法の段階的な施行への対応や、平成20年6月に成立した改正割賦販売法の影響が懸念されるなど、消費者信用マーケットは一段と収縮の動きが強まり、厳しい経営環境が続きました。また、業界内においても業態の垣根を越えた再編の動きが強まるなど、競争環境も変化しつつあります。

このような中、当社グループは、「今までにない全く新しいタイプの信販会社になる」という戦略ビジョンに基づき、株式会社新生銀行との強固なリレーションシップを背景に、スキルとインフラの改善によるサービスレベルの向上やコスト削減、マーケティング戦略の改善を通じた個別商品・ソリューションの提供などにより、安定的な収益基盤の構築を図りました。また、信用収縮が一段と強まる中、信販会社の社会的責任として、加盟店を通じた円滑な信用供与により人々の豊かな暮らしづくりに貢献することを目指してまいりました。

また、平成21年3月、資本政策の一環として、D種優先株式（平成17年2月発行）の一部を取得・消却し、その取得原資とするため、株式会社新生銀行を割当先とする第三者割当増資により、新たにH種優先株式を発行し、資本構成の再構築を図りました。これにより、株式会社新生銀行との連携を一段と強化し、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開を可能とする体制を整えました。

当連結会計年度の業績につきましては、貸金業法の最終施行に備えたポートフォリオの見直しや、急速に冷え込んだ個人消費の影響などにより、営業収益は953億63百万円（前連結会計年度比10.7%減）となりましたが、与信厳正化の継続により債権の良質化が進展し、貸倒関連費用が大幅に減少したことや、経営環境の変化に迅速に対応し、コスト構造を抜本的に見直したことなどにより、営業費用の大幅な削減で営業収益の減少分を補い、ビジネスは概ね順調に推移してまいりました。しかしながら、利息返還請求につきましては、引き続き高水準で推移していることから、貸金業法の最終施行を前に、引当水準を十分に保つため、当期末において利息返還損失引当金を大幅に積み増しいたしました。この結果、当連結会計年度の営業利益は17億79百万円（前連結会計年度比29.0%減）、経常利益は17億7百万円（前連結会計年度比29.7%減）、当期純利益は、投資有価証券評価損の計上などにより、15億30百万円（前連結会計年度比75.0%減）となりました。

(2) 事業別の概況

【総合あっせん部門】

本部門の主要事業でありますカード事業におきましては、効果的なキャンペーン実施によるカード利用率の向上や、提携戦略の見直しなどのマーケティング戦略の改善に努め、これまでの規模の拡大戦略を見直し、量から質への方向転換を推進してまいりました。また、明細書のweb化の促進や年会費制度の導入など、事業構造を根本から見直し、収益力の改善に努めてまいりました。この結果、総合あっせん部門の営業収益は106億61百万円（前連結会計年度比7.0%増）となりました。

【個品あっせん及び信用保証部門】

本部門の主要事業でありますショッピングクレジット事業におきましては、商品内容や信用状況に応じた適正な価格設定による収益率の向上、お客さまのニーズに応じたソリューション提供、人材育成によるスキルアップなどを通じ、収益力の強化に努めてまいりました。また、平成21年4月には、取引先加盟店への営業活動（BtoB）の促進に特化した部署として、新しい営業スタイルを構築することで営業活動の高度化を目指す「ビジネスプロモーションセンター」を新たに開設いたしました。しかしながら、厳正な加盟店管理の継続的な取組や、景気低迷による自動車販売台数の減少、マーケット規模の縮小など、年度後半にかけ特に厳しい事業環境におかれましては。この結果、個品あっせん部門の営業収益は124億19百万円（前連結会計年度比16.5%減）、信用保証部門の営業収益は178億8百万円（前連結会計年度比16.0%減）となりました。

【融資部門】

本部門の主要事業であります消費者金融事業におきましては、貸金業法の段階的な施行に合わせ、専門の統括部署を設置し、システム対応や必要とされる法的要件の整備など、体制整備に取り組んでまいりました。また、金融機関との提携によるローン保証業務の拡大に努め、平成20年6月、株式会社新生銀行との『新生銀行スマートカードローン』の取扱を開始いたしました。しかしながら、厳格な与信基準の継続や、消費者信用マーケットの縮小などにより取扱高が減少し、融資部門の営業収益は431億48百万円（前連結会計年度比12.9%減）となりました。

【その他部門】

本部門の主要事業であります決済事業におきましては、オートネットサービスの付加サービスとして、web上で口座振替の手続きが完了する「web口座振替受付サービス」の取扱を開始するなど、お客さまの利便性を高めることで取引先の拡大を図り、安定的な収益源の確保に努めてまいりました。この結果、その他部門の営業収益は90億84百万円（前連結会計年度比4.2%増）となりました。

【部門別取扱高】

部 門	取 扱 高 (百万円)	前連結会計年度比 (%)
総 合 あ つ せ ん	486,901	110.6
個 品 あ つ せ ん	102,064	108.6
信 用 保 証	318,589	98.2
融 資	122,494	84.4
そ の 他	1,334,572	104.4
合 計	2,364,624	103.6

(3) 資金調達などについての状況

① 資金調達

資金調達につきましては、金融機関からの借入による間接調達や、普通社債、短期社債、債権流動化などの直接調達など、調達手段の多様化により、安定的な調達構造の維持に努めてまいりました。当連結会計年度末の借入金残高は3,457億28百万円となりました。

② 設備投資

重要な事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

重要な事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	平成18年3月期 第51期	平成19年3月期 第52期	平成20年3月期 第53期	平成21年3月期 第54期 (当連結会計年度)
取 扱 高(百万円)	1,058,366	2,294,201	2,282,212	2,364,624
営 業 収 益(百万円)	51,712	111,414	106,799	95,363
経 常 利 益(百万円)	8,186	△ 14,979	2,429	1,707
当 期 純 利 益(百万円)	8,301	△ 29,386	6,124	1,530
1株当たり当期純利益(円)	27.28	△ 151.95	26.48	6.49
純 資 産(百万円)	76,895	59,574	111,683	108,215
総 資 産(百万円)	1,593,139	1,550,781	1,433,384	1,373,752

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成18年3月期 第51期	平成19年3月期 第52期	平成20年3月期 第53期	平成21年3月期 第54期 (当事業年度)
取 扱 高(百万円)	1,058,156	2,207,596	2,191,311	2,265,789
営 業 収 益(百万円)	51,328	101,465	96,874	86,576
経 常 利 益(百万円)	7,632	△ 13,926	3,021	2,334
当 期 純 利 益(百万円)	8,028	△ 27,940	6,420	2,383
1株当たり当期純利益(円)	25.87	△ 145.14	27.76	10.10
純 資 産(百万円)	75,219	60,992	113,347	110,674
総 資 産(百万円)	1,581,044	1,490,729	1,368,644	1,299,685

- (注) 1. △印は損失を示しております。
2. 第51期は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間となっております。
3. 第52期の当期純損失の主な理由は、経営変革の実施に伴う一連の措置によるものであります。
4. 第52期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
5. 第54期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

近年の当業界におきましては、貸金業法の段階的な施行に加え、特定商取引法・割賦販売法の改正等、規制強化の流れが加速するとともに、業態の垣根を越えた再編の動きや昨今の世界的な金融問題に端を発した景気の急速な悪化による国内経済への波及等、経営環境は想定以上のスピードで変化しております。

当社グループはこれらの経営環境の変化に機動的に対応することを対処すべき課題ととらえ、「今までにない全く新しいタイプの信販会社になる」という戦略ビジョンの実現をより確実に実行することを重点課題として取り組んでおります。

中期的な経営戦略につきましては、以下のとおりであります。

【戦略ビジョン】「今までにない全く新しいタイプの信販会社になる」

—先進インフラとITを通じて消費者向けの与信判断や回収能力を高め、提携先に優れたサービスを提供する企業グループとなる—

① スキルとインフラの改善

株式会社新生銀行の保有する低コストで安全性、柔軟性の高い手法を活用したITインフラ基盤を構築し、バックオフィスを高度に自動化してまいります。これにより取引先のニーズに応じたカスタム化へ迅速に対応するなど各事業におけるサービス面での機能を強化するとともに、競合先との差別化を図り、また業務の効率化を一層推進してまいります。また、自動化されたバックオフィスに対応する人材を早期に育成するため、人材育成プログラムの更なる充実を図ってまいります。

② マーケティング戦略の改善

提携先との取引につきましては、大手優良提携先との取引深耕・新規開拓を更に推進してまいります。また、株式会社新生銀行との連携により、金融機関保証などの戦略的事業の推進や、革新性を持つ商品やサービスの拡充についても継続的に取り組んでまいります。

営業体制では、ショッピングクレジット事業を中心とした当社グループの提携先チャネルをプラットフォームに、個別商品の提供にとどまらないソリューション提供へと営業力を強化してまいります。

(6) 企業集団の主要な事業セグメント

- ① 総合あっせん部門 クレジットカードによるあっせん取引
- ② 個品あっせん部門 百貨店・量販店・小売店等における都度契約によるあっせん取引
- ③ 信用保証部門 金融機関等との提携によるローンの保証
- ④ 融資部門 カードキャッシング・個人ローン
- ⑤ その他部門 オートネットサービス（集金代行業務）、OA機器等のリース

(7) 企業集団の主要拠点等＜平成21年3月31日現在＞

① 当社の主要な営業所

本店	大阪市中央区南船場一丁目17番26号	
東京本部	東京都新宿区新小川町4番1号	
営業店	北海道・東北	札幌支店（北海道）・仙台支店（宮城県） 青森営業所（青森県）・盛岡営業所（岩手県） 郡山営業所（福島県）
	東京・神奈川	東京支店（東京都）・東京西支店（東京都） 神奈川支店（神奈川県）・横浜支店（神奈川県）
	関東・甲信越	千葉支店（千葉県）・宇都宮支店（栃木県） 大宮支店（埼玉県）・長野支店（長野県） 新潟支店（新潟県） 水戸営業所（茨城県）・高崎営業所（群馬県） 甲府営業所（山梨県）
	中部・北陸	静岡支店（静岡県）・名古屋支店（愛知県） 北陸支店（石川県）・三河支店（愛知県） 浜松営業所（静岡県）・三重営業所（三重県）
	近畿	大阪支店（大阪府）・北大阪支店（大阪府） 堺支店（大阪府）・京都支店（京都府） 神戸支店（兵庫県） 滋賀営業所（滋賀県）
	中国・四国	岡山支店（岡山県）・広島支店（広島県） 四国支店（香川県） 山口営業所（山口県）・徳島営業所（徳島県）
	九州	福岡支店（福岡県）・熊本支店（熊本県） 宮崎支店（宮崎県）・沖縄支店（沖縄県） 長崎営業所（長崎県）

- (注) 1. 上記のほかに、クレジットセンター4店、事務センター1店、カードセンター2店、コーリングセンター6店、管理サポートセンター1店、業務センター1店、BMWローンセンター1店、カスタマーサービスセンター及びプロダクションセンター1店があります。
2. 平成20年6月23日付で町田支店を移転し、呼称を神奈川支店に変更しております。
3. 平成21年1月5日付で三河及び沖繩の両営業所を支店に呼称変更しております。
4. 平成21年3月31日付で東京西コーリングセンターを閉鎖しております。
5. 平成21年4月1日付で事務センター（江坂）及びビジネスプロモーションセンターを平成21年5月18日付でカスタマーサービスセンター（鳥取）をそれぞれ新設しております。
- この結果、クレジットセンター4店、事務センター2店、カードセンター2店、コーリングセンター5店、カスタマーサービスセンター2店、管理サポートセンター1店、業務センター1店、BMWローンセンター1店、プロダクションセンター及びビジネスプロモーションセンター1店があります。

② 重要な子会社

全日信販株式会社	岡山県岡山市
----------	--------

(8) 企業集団の使用人の状況<平成21年3月31日現在>

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,368 名	19 名減	37.5 歳	12.2 年

(注) 使用人数には、嘱託及び臨時雇人769名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,089 名	41 名減	36.9 歳	11.6 年

(注) 使用人数には、嘱託及び臨時雇人604名は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況<平成21年3月31日現在>

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社新生銀行であり、同社の議決権比率は下表のとおりであります。

なお、同社とは提携カードの発行等の取引関係があります。

会 社 名	議決権比率〔被所有割合〕
株 式 会 社 新 生 銀 行	76.71 %

(注) 上記議決権比率は、普通株式のほか、第一回B種優先株式、第一回C種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の議決権を含んでおります。これは、第一回B種優先株式、第一回C種優先株式及びF種優先株式に対しては、平成20年6月27日開催の第53回定時株主総会において、優先配当金を支払う旨の議案を提出しなかったため、E種優先株式に対しては、平成19年6月28日開催の第52回定時株主総会において、優先配当金を支払う旨の議案を提出しなかった以降、無配当のため、定款規定により議決権が発生したものです。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
全日信販株式会社	1,000百万円	97.33 %	信販業

(注) 当連結会計年度末における連結対象子会社は全日信販株式会社を含め8社であります。

(10) 主な借入先の状況<平成21年3月31日現在>

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 新 生 銀 行	135,000 百万円
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	50,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	47,350
株式会社みずほコーポレート銀行	25,000
農 林 中 央 金 庫	11,760

2. 会社の株式に関する事項<平成21年3月31日現在>

(1) 発行可能株式総数 1,375,896,072株

(2) 発行可能種類株式総数

普通株式	1,225,396,072株
B種優先株式	10,000,000株
C種優先株式	15,000,000株
D種優先株式	49,000,000株
E種優先株式	70,500,000株
F種優先株式	10,000,000株
G種優先株式	25,000,000株
H種優先株式	40,500,000株

(注) 平成21年3月24日開催の臨時株主総会ならびに各種優先株主様による種類株主総会決議により、H種優先株式40,500,000株を新設しております。

(3) 発行済株式の総数

普通株式	235,870,124株(自己株式61,705株を除く。)
B種優先株式	10,000,000株
C種優先株式	15,000,000株
D種優先株式	16,750,000株
E種優先株式	70,500,000株
F種優先株式	10,000,000株
G種優先株式	25,000,000株
H種優先株式	32,250,000株

(注) 1. 平成21年3月24日付の取締役会決議による自己株式の取得に関し、平成21年3月25日付のD種優先株主様からの自己株式取得の申込により取得し自己株式となったD種優先株式32,250,000株を平成21年3月30日付で消却しております。

2. 平成21年3月24日付の取締役会決議による平成21年3月30日払込みの第三者割当増資による新株発行により、H種優先株式32,250,000株を発行しております。

(4) 株主数

普通株式	8,873名
B種優先株式	1名
C種優先株式	1名
D種優先株式	9名
E種優先株式	2名
F種優先株式	1名
G種優先株式	1名
H種優先株式	1名

(5) 単元株式数 500株

(6) 大株主

① 普通株式

株 主 名	持 株 数
株 式 会 社 新 生 銀 行	156,690 千株
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	8,421
三 信 株 式 会 社	4,083
三 菱 U F J フ ァ ク タ ー 株 式 会 社	3,774
大 阪 証 券 金 融 株 式 会 社	3,259
株 式 会 社 ガ リ バ ー イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	2,271
株 式 会 社 エ ク シ ブ	1,670
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 4)	1,456
T I S 株 式 会 社	1,449
株 式 会 社 東 京 ド ノ ー ル	1,380

② B種優先株式

株 主 名	持 株 数
株 式 会 社 新 生 銀 行	10,000 千株

③ C種優先株式

株 主 名	持 株 数
株 式 会 社 新 生 銀 行	15,000 千株

④ D種優先株式

株 主 名	持 株 数
株 式 会 社 新 生 銀 行	8,500 千株
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,500
エイアイジー・スター生命保険株式会社	1,500
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,500
野 村 證 券 株 式 会 社	1,250
日 本 興 亜 損 害 保 険 株 式 会 社	750
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	250
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	250
朝 日 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	250

⑤ E種優先株式

株 主 名	持 株 数
株 式 会 社 新 生 銀 行	70,000 千株
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	500

⑥ F種優先株式

株 主 名	持 株 数
株 式 会 社 新 生 銀 行	10,000 千株

⑦ G種優先株式

株 主 名	持 株 数
株 式 会 社 新 生 銀 行	25,000 千株

⑧ H種優先株式

株 主 名	持 株 数
株 式 会 社 新 生 銀 行	32,250 千株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等<平成21年3月31日現在>

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況等
代表取締役 社長	クラーク・ダグラス・ グラニンジャー	最高経営責任者（CEO） 監査部 管掌
代表取締役 副社長	籠 谷 修 司	最高執行責任者（COO） 最高人事責任者（HRリーダー） 人事部門担当 （人事部） 企業戦略部 管掌
取締役	野 口 郷 司	最高財務責任者（CFO） 財務部門担当 （財務部） 財務部長
取締役	佐 藤 正 樹	最高営業責任者（CSO） 営業部門担当 （営業統括部）（決済営業部）
常勤監査役	佐 藤 義 昭	
常勤監査役	竹 内 晃	
監査役（非常勤）	森 川 輝 夫	
監査役（非常勤）	宇都宮 加 城	

- (注) 1. 常勤監査役の竹内晃氏、監査役の森川輝夫氏及び宇都宮加城氏は、社外監査役であります。
2. 当事業年度中に任期満了により退任した取締役
平成20年6月27日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、取締役の杉山淳二氏及びロバート R. ルートン氏は、任期満了により退任いたしました。
3. 当事業年度中に辞任した監査役
平成20年6月27日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役の高宮泉氏及び監査役の松原辰也氏は、辞任いたしました。
4. 上記のほか、取締役及び監査役の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	兼職する会社、法人等	兼 職 の 内 容
代表取締役	クラーク・ダグラス・ グラニンジャー	株式会社シー・アイ・シー	取締役（非常勤）
代表取締役	籠 谷 修 司	全日信販株式会社 株式会社インサイト	取締役会長（非常勤） 取締役（非常勤）
取 締 役	野 口 郷 司	アルファ債権回収株式会社 全日信販株式会社 新生プロパティファイナンス株式会社	取締役（非常勤） 監査役（非常勤） 取締役（非常勤）
取 締 役	佐 藤 正 樹	株式会社シーシービー 株式会社インサイト	取締役（非常勤） 取締役（非常勤）
常勤監査役	佐 藤 義 昭	株式会社アプラスビジネスサービス アルファ債権回収株式会社 昭和リース株式会社 シンキ株式会社	監査役（非常勤） 監査役（非常勤） 監査役（非常勤） 監査役（非常勤）
常勤監査役	竹 内 晃	株式会社アルファインベストメント 新生プロパティファイナンス株式会社	監査役（非常勤） 監査役（非常勤）
監 査 役	森 川 輝 夫	アルファ債権回収株式会社	常勤監査役
監 査 役	宇都宮 加 城	株式会社新生銀行	コンプライアンス統轄部次長

5. 当社は執行役員制度を導入しております。
執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況等
副社長執行役員	籠 谷 修 司	(取締役兼務)
常務執行役員	野 口 郷 司	(取締役兼務)
常務執行役員	佐 藤 正 樹	(取締役兼務)
常務執行役員	ピーテル B. フランケン	最高IT責任者 (CIO) IT部門担当 (システム企画部)
常務執行役員	須 賀 亜 衣 子	最高マーケティング責任者 (CMO) マーケティング部門担当 (マーケティング部) (ハウジングファイナンス部) (ビジネスソリューション部) (個人ファイナンス部)(カード部)(業務推進室) 業務推進室長
常務執行役員	八 木 康 雄	営業部門 副担当 (金融法人営業部) 営業部門 副部門長
執行役員	畝 森 達 朗	最高オペレーション責任者 オペレーション部門担当 (オペレーション統括部)
執行役員	渡 邊 勝 之	営業部門 副担当 (営業推進部)(オート推進部) 営業部門 副部門長
執行役員	拝 郷 秀 夫	システム企画部長
執行役員	嶋 崎 雅 之	最高信用リスク責任者 (CRO) 信用リスク管理部門担当 (与信戦略部)(信用リスク管理部)(管理部) 与信戦略部長
執行役員	市 橋 正 一	最高購買責任者 (CPO) コンプライアンス統括部・総務部 管掌
執行役員	秋 元 英 之	金融法人営業部・営業推進部 (新生銀行連携) 管掌
執行役員	奥 田 正 一	マーケティング部門 副担当 (貸金統括室) マーケティング部門 副部門長 ハウジングファイナンス部長
執行役員	柏 木 正	最高人事責任者 (HRリーダー) 人事部門担当 (人事部) 人事部長

- (注) ① 執行役員の秋元英之氏は平成20年7月31日付にて就任いたしました。
② 常務執行役員の八木康雄氏は平成20年7月31日付にて、執行役員の柏木正氏は平成20年11月12日付にて、辞任いたしました。なお、各氏の地位及び担当は辞任時のものであります。

6. 当事業年度の末日後の異動は次のとおりであります。

異動日	地位	氏名	担当
平成21年5月1日	代表取締役 副社長	籠谷修司	最高執行責任者 (COO) 人事部担当 (人事部) 企業戦略部 管掌 信用リスク管理部門担当 (与信戦略部) (信用リスク管理部) (管理部)

7. 執行役員の嶋崎雅之氏は平成21年4月30日付をもって辞任しております。なお、15ページ(注)5.に記載の地位及び担当は辞任時のものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (一名)	66百万円 (一百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	30百万円 (12百万円)
合計 (うち社外役員合計)	8名 (2名)	96百万円 (12百万円)

- (注) 1. 上記支給人数及び報酬等の額には平成20年6月27日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役に対してなされた支給を含んでおります。
2. 当事業年度の年度末時点の在任は、取締役4名、監査役4名であります。そのうち、無報酬の社外監査役が1名在任しております。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額150百万円であります。
(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。
(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼任の状況(他の会社の業務執行者等又は社外役員である場合)

地位	氏名	兼任する会社、法人等	兼任の内容
常勤監査役	竹内 晃	株式会社アルファインベストメント 新生プロパティファイナンス株式会社	監査役(非常勤) 監査役(非常勤)
監査役	森川 輝夫	アルファ債権回収株式会社	常勤監査役
監査役	宇都宮 加城	株式会社新生銀行	コンプライアンス統轄部次長

(注) 株式会社アルファインベストメント及びアルファ債権回収株式会社は当社の子会社であります。

② 社外役員の主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

地位	氏名	主な活動状況
常勤監査役	竹内 晃	平成20年6月27日就任から平成21年3月31日までに開催された当社取締役会15回のうち15回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会11回のうち11回に出席し、常勤監査役として、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
監査役	森川 輝夫	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに開催された当社取締役会21回のうち21回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会15回のうち15回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
監査役	宇都宮 加城	平成20年6月27日就任から平成21年3月31日までに開催された当社取締役会15回のうち15回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に関し、コンプライアンス及び内部統制の観点から適切な発言・提言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額及び当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

人数	報酬等の総額	当社の親会社又は当社の親会社の子会社からの役員報酬等
社外取締役 1名	—円	—円
社外監査役 4名	12百万円	7百万円
社外役員計 5名	12百万円	7百万円

- (注) 1. 上記人数は、平成20年6月27日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名、辞任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 当事業年度の年度末時点の在任は、社外監査役3名であります。そのうち、無報酬の社外監査役が1名在任しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	99百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	128百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうち会計監査人設置会社につきましても、監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である内部統制構築に係る助言・指導業務及び債権流動化に係るコンフォート業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行うにあたっての基本方針として「内部統制規程」を制定、さらに平成20年10月31日開催の取締役会において一部改正し、コンプライアンスの推進、財務報告の信頼性を確保するための体制、反社会的勢力排除に向けた体制等を加えております。

「内部統制規程」及び「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況」は次の通りであります。

■「内部統制規程」(抜粋)

第1条 (目的)

本規程は、取締役会および監査役が、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項、並びに金融商品取引法に基づき、適切な内部統制システムを整備すること、もって、本システムを利用して、取締役の職務の執行が効率的に行われ、かつ監査役の監査が実効的に行われること、また、取締役および従業員(執行役員を含む。以下同じ。)が法令及び定款を遵守してその職務を執行し、会社の業務の適正が確保されることを目的とする。

第2条 (取締役および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制)

取締役および従業員は、その職務の執行にあたっては、別に定める「倫理綱領」並びに「行動規範」を遵守するものとする。

2. 当社は、コンプライアンスの遵守のために、「コンプライアンス規程」を定め、法務およびコンプライアンス専任部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、全社的なコンプライアンスの推進を行なうとともに、経営会議の下部組織である「コンプライアンス委員会」において、その推進状況ならびに遵守状況を監視するものとする。
3. 「コンプライアンス委員会」の運営に関しては、別に定める規程によるものとする。

4. 当社は、各部署において「コンプライアンス管理者」を任命し、本部、営業店、およびセンター等におけるコンプライアンスの徹底を図るものとする。

第3条 (取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理)

取締役は、職務執行に係る情報を、その情報の保存媒体に応じ、漏洩等のないよう十分な注意をもって、保存及び管理するものとする。

2. 取締役会または監査役が要求した場合は、取締役は、前項の情報を提示しなければならない。
3. その他、取締役および従業員の職務執行に係る情報の管理については、別途定める「個人情報保護規程」および「情報セキュリティ規程」によるものとする。

第4条 (損失の危険の管理に関する規程および体制)

信用リスクについては、別に定める「クレジットポリシー」、その他別に定める規程に基づき、信用リスク管理部門が予測されるリスクを分析・評価し、適切な対応を行うものとする。

2. 市場リスク、オペレーショナルリスク、リーガルリスク、災害等、その他のリスク管理体制は、それぞれの対応部署にて別に定める各諸規程類によるものとする。
3. 監査部は各部署毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させるものとする。

第5条 (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、取締役の職務の分担、各部門の業務分掌、権限委譲並びに経営資源の配分等の検証を通じて、各部門の業務の効率性を確保する。これらの体制に関する事項は、別に定める「取締役会規則」のほか「職制規程」、「業務分掌ならびに決裁権限規程」によるものとする。

第6条 (財務報告の信頼性を確保するための体制)

当社は、財務報告の信頼性の確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書を有効かつ適正に作成し提出するため、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

第7条 (企業集団における業務の適正を確保するための体制)

当社は、当社グループならびに新生銀行グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制と整合性を持った業務運営を確保すべく、別に定める主管部署が各グループ各社の経営全般の管理または指導を行う。

2. 当社は当社グループ各社の経営指導・管理に関して、別に定める「子会社・関連会社管理規程」に基づき行うものとする。

第8条 (監査役の職務を補助すべき使用人)

監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、その職務を補助するための使用人（以下「補助使用人という」）を置くことができる。

第9条 (補助使用人の独立性)

補助使用人の人事異動・人事考課・賞罰等に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

第10条 (監査役への報告に関する体制)

監査役は、監査役会の付属機関である業務監査委員会において、取締役および従業員より職務の執行状況について報告を受ける。

2. 上記に関わらず、取締役および従業員は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
3. 取締役および従業員は監査役の職務の執行に対して協力し、それを妨げるような行為をしてはならない。

第11条 (監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制)

監査役は、その職務の執行のために、必要に応じ会社の費用において社外の弁護士等の専門家を利用することができる。

2. 監査役会は、「業務監査委員会規程」に定める事項を遵守し、監査役は経営執行に関する情報の連携を行う。
3. 監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。

第12条 （統制環境・活動）

取締役会は、内部統制システムの整備・運用にあたり適切な機関及び組織を構築し、これらの権限及び職責を明確にすることにより内部統制環境を整備する。

2. 取締役会は、内部統制システムの実効性を図るために「業務分掌ならびに決裁権限規程」等により、取締役会の指示・命令が適切に実行される業務手続を整備する。

第13条 （反社会的勢力排除に向けた体制）

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

2. 反社会的勢力による被害を防止するための体制について、「倫理綱領」その他別に定める規程等（「反社会的勢力による被害防止に関する規程」等）をもって整備するものとする。

第14条 （遵守）

取締役および従業員は、本規程及び本規程に従い制定される各諸規程類を遵守する。

2. 第1項の違反のある場合、またはおそれがあると合理的に思料される場合、各人は、その職業上義務がない場合でも、監査役会または社内および社外に設置した通報窓口に対して、その旨を通知することができる。この通知をした者は、通知をしたことによって、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社グループでは、「倫理綱領」において「反社会的勢力による被害防止」について定め、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するための基本方針として、次のとおり宣言しております。

- ① 私たちは、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- ② 私たちは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ③ 私たちは、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

- ④ 私たちは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- ⑤ 私たちは、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

反社会的勢力への対応については、「倫理綱領」における「反社会的勢力による被害防止」宣言に基づき、「反社会的勢力による被害防止に関する規程」を定めることにより、具体的な事案が発生した場合の対応・報告の基準を示し、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、排除すること、ならびに、実施にあたって適正な業務運営を確保しております。また反社会的勢力との取引・関与、不当要求行為を受けた場合の具体的な手順および心得等を示した「反社会的勢力への対応マニュアル」を整備するとともに、定期的なモニタリングを行い、反社会的勢力排除に向けた対応の周知徹底を図っております。個別事案に関しては、必要に応じ、警察・顧問弁護士とも連携し、毅然とした対応をとっております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務状況及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額ならびに株式数、議決権比率は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	1,335,124	流 動 負 債	1,179,137
現金及び預金	203,691	支払手形及び買掛金	20,191
割賦売掛金	428,407	信用保証買掛金	628,465
信用保証割賦売掛金	628,465	短期借入金	222,200
リース投資資産	7,004	1年以内返済予定の長期借入金	71,507
有価証券	7,645	短期社債	10,500
繰延税金資産	12,220	リース債務	2,559
金銭の信託	58,698	未払法人税等	264
その他	31,437	賞与引当金	733
貸倒引当金	△ 42,446	ポイント引当金	1,146
		預り金	94,740
		債権流動化預り金	86,646
		割賦利益繰	34,414
		その他	5,769
固 定 資 産	38,605	固 定 負 債	86,400
有形固定資産	10,340	社債	16,600
建物及び構築物	2,796	長期借入金	52,021
土地	5,515	リース債務	4,734
リース資産	252	繰延税金負債	97
その他	1,776	退職給付引当金	749
		役員退職慰労引当金	99
無形固定資産	16,270	利息返還損失引当金	11,009
ソフトウェア	10,342	その他	1,088
のれん	5,886	負 債 合 計	1,265,537
リース資産	38	純 資 産 の 部	
その他	3	株 主 資 本	108,229
投資その他の資産	11,994	資本金	47,250
投資有価証券	980	資本剰余金	54,666
その他	11,013	利益剰余金	6,330
		自己株式	△ 17
繰 延 資 産	23	評価・換算差額等	△ 73
		その他有価証券評価差額金	△ 73
		少 数 株 主 持 分	60
		純 資 産 合 計	108,215
資 産 合 計	1,373,752	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,373,752

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
総合あっせん収益	10,661	
個品あっせん収益	12,419	
信用保証収益	17,808	
融資収益	43,148	
金融収益	2,241	
(受取利息)	(139)	
(その他)	(2,102)	
その他の営業収益	9,084	95,363
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	86,479	
金融費用	7,104	
(支払利息)	(6,888)	
(その他)	(216)	93,584
営 業 外 収 益		1,779
固定資産売却益	96	
投資有価証券売却益	66	
雑収入	105	268
営 業 外 費 用		
株式交付費	240	
固定資産除却損	37	
社債発行費償却	30	
雑損	32	341
経 常 利 益		1,707
特 別 利 益		
社債償還益	911	911
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	921	
過年度報奨金等	708	1,629
税金等調整前当期純利益		988
法人税、住民税及び事業税		66
法人税等調整額		△ 619
少数株主利益		11
当 期 純 利 益		1,530

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成20年3月31日残高	40,000	67,126	4,799	△ 17	111,909
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	32,250	32,250			64,500
資本金から資本剰余金への振替	△ 25,000	25,000			—
自己株式の消却		△ 65,790		65,790	—
剰余金の配当		△ 3,920			△ 3,920
当期純利益			1,530		1,530
自己株式の取得				△ 65,790	△ 65,790
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	7,250	△ 12,460	1,530	△ 0	△ 3,680
平成21年3月31日残高	47,250	54,666	6,330	△ 17	108,229

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成20年3月31日残高	△ 260	△ 16	△ 276	50	111,683
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					64,500
資本金から資本剰余金への振替					—
自己株式の消却					—
剰余金の配当					△ 3,920
当期純利益					1,530
自己株式の取得					△ 65,790
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	186	16	202	10	212
連結会計年度中の変動額合計	186	16	202	10	△ 3,467
平成21年3月31日残高	△ 73	—	△ 73	60	108,215

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数…………… 8社
 - (2) 主要な連結子会社の名称… 全日信販株式会社
アルファ債権回収株式会社
 - (3) 当連結会計年度中の増加… 2社
株式取得によるもの エス・エル・メイプル株式会社
株式会社インサイト
 - (4) 当連結会計年度中の減少… 1社
会社清算によるもの アプラスリース株式会社
 - (5) 非連結子会社はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
当連結会計年度末において持分法を適用している会社はありません。
3. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
ア. 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
イ. 時価のないもの… 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② デリバティブ…………… 時価法を採用しております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として、定率法を採用しております。
ただし、東京研修会館の建物および構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ア. 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5～8年）に基づく定額法を採用しております。
イ. のれんは、10年間で均等償却を行うこととしております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (3) 繰延資産の処理方法
 - ① 株式交付費
計上時に全額費用処理しております。
 - ② 社債発行費
社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
 - (4) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検査し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は90,625百万円であります。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ ポイント引当金

ポイント制度によりお客さまに付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金および前払年金費用

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

前払年金費用（3,522百万円）は、「投資その他の資産」の「その他」に含めて記載しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

⑥ 利息返還損失引当金

将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 収益の計上基準

営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。

ア. アドオン方式契約

総合あっせん … 7・8分法により計上する方法

個品あっせん … 7・8分法により計上する方法

信用保証 … 7・8分法により計上する方法

（保証料契約時一括受領）

信用保証 … 定額法により計上する方法

（保証料分割受領）

イ. 残債方式契約

総合あっせん … 残債方式により計上する方法

個品あっせん … 残債方式により計上する方法

信用保証 … 残債方式により計上する方法

（保証料分割受領）

融資 … 残債方式により計上する方法

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。

2. 一時的収入としての性格が強い、カード諸手数料収入、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。

3. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。

4. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。

② 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当連結会計年度においては、借入金を対象に金利オプション取引および金利スワップ取引を実施しております。

有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により行っております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっております。

5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産

現金及び預金 60百万円

2. 割賦売掛金を流動化した残高

個品あっせん債権 51,259百万円

融資債権 1,240百万円

3. 有価証券は、信用保証業務の一環として保有している信託受益権であります。

4. 金銭の信託は、信用保証業務の一環として設定しているものであります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 3,927百万円

6. 保証債務残高

融資保証残高 35,073百万円

従業員借入金保証残高 265百万円

[連結損益計算書に関する注記]

1. 割賦売掛金を流動化したことによる損益

総合あっせん収益 △100百万円

個品あっせん収益 436百万円

2. 過年度報奨金等(特別損失)

業務提携取引に関連し、クレジットカード提携先から報奨金等の支払額に関して提起された民事訴訟において、平成20年7月30日に和解が成立したことにより生じたものであります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	235,931,829株
第一回B種優先株式	10,000,000株
第一回C種優先株式	15,000,000株
D種優先株式	16,750,000株
E種優先株式	70,500,000株
F種優先株式	10,000,000株
G種優先株式	25,000,000株
H種優先株式	32,250,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	D種優先株式	1,960百万円	40.00円	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月12日 取締役会	D種優先株式	1,960百万円	40.00円	平成20年9月30日	平成20年12月8日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成21年6月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案する予定としております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
D種優先株式	670百万円	資本剰余金	40.00円	平成21年3月31日	平成21年6月29日
E種優先株式	2,115百万円	資本剰余金	30.00円	平成21年3月31日	平成21年6月29日
F種優先株式	300百万円	資本剰余金	30.00円	平成21年3月31日	平成21年6月29日
G種優先株式	750百万円	資本剰余金	30.00円	平成21年3月31日	平成21年6月29日

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	△973円76銭
1株当たり当期純利益	6円49銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

株式会社 ア プ ラ ス
取 締 役 会 御中

監査法人 ト ー マ ヅ

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 岩 本 正 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 順 二 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 奥 津 佳 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプラスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	1,255,892	流 動 負 債	1,105,023
現金及び預金	199,370	支払手形	3,051
割賦売掛金	353,576	買掛金	14,702
信用保証割賦売掛金	627,771	信用保証買掛金	627,771
リース投資資産	7,004	短期借入金	157,200
有価証券	7,645	1年以内返済予定の長期借入金	71,507
前払費用	374	短期社債	10,500
繰延税金資産	11,770	リース債務	2,541
短期貸付金	45	未払金	3,764
金銭の信託	58,698	未払法人税等	240
立替金	13,185	未払費用	422
口座振替未収金	13,947	賞与引当金	637
その他の他	2,808	ポイント引当金	1,000
貸倒引当金	△ 40,305	預り金	94,205
固 定 資 産	43,769	債権流動化預り金	86,646
有形固定資産	9,467	割賦利益繰延	30,618
建物	2,352	その他の他	214
構築物	18	固 定 負 債	83,987
器具備品	1,094	社債	16,600
土地	5,230	長期借入金	52,021
リース資産	246	リース債務	4,730
その他の他	524	退職給付引当金	200
無形固定資産	10,151	役員退職慰労引当金	74
ソフトウェア	10,127	利息返還損失引当金	9,276
リース資産	20	その他の他	1,084
その他の他	3	負 債 合 計	1,189,010
投資その他の資産	24,150	純 資 産 の 部	
投資有価証券	724	株 主 資 本	110,721
関係会社株式	12,523	資本金	47,250
長期貸付金	12	資本剰余金	54,685
長期前払費用	73	資本準備金	36,000
その他の他	10,816	その他資本剰余金	18,685
繰延資産	23	利益剰余金	8,803
		その他利益剰余金	8,803
		繰越利益剰余金	8,803
		自己株式	△ 17
		評価・換算差額等	△ 46
		その他有価証券評価差額金	△ 46
資 産 合 計	1,299,685	純 資 産 合 計	110,674
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,299,685

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

科 目	金	額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
総合あっせん収益	9,641	
個品あっせん収益	10,370	
信用保証収益	17,402	
融資収益	38,069	
金融収益	2,429	
(受取利息)	(134)	
(その他)	(2,295)	
その他の営業収益	8,663	86,576
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	77,852	
金融費用	6,326	
(支払利息)	(6,110)	
(その他)	(216)	84,179
営 業 利 益		2,397
営 業 外 収 益		
固定資産売却益	96	
投資有価証券売却益	66	
雑収入	103	267
営 業 外 費 用		
株式交付費	240	
社債発行費償却	30	
雑損失	58	329
経 常 利 益		2,334
特 別 利 益		
社債償還益	911	911
特 別 損 失		
過年度報奨金等	708	
投資有価証券評価損	632	1,341
税引前当期純利益		1,904
法人税、住民税及び事業税		41
法人税等調整額		△ 520
当 期 純 利 益		2,383

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成20年4月1日）
（至 平成21年3月31日）

	株 主 資 本						株主資本計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成20年3月31日残高	40,000	28,750	38,395	67,145	6,420	△ 17	113,549
事業年度中の変動額							
新株の発行	32,250	32,250		32,250			64,500
資本金からその他資本剰余金への振替	△25,000		25,000	25,000			—
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△25,000	25,000	—			—
自己株式の消却			△65,790	△65,790		65,790	—
剰余金の配当			△ 3,920	△ 3,920			△ 3,920
当期純利益					2,383		2,383
自己株式の取得						△65,790	△65,790
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	7,250	7,250	△19,710	△12,460	2,383	△ 0	△ 2,827
平成21年3月31日残高	47,250	36,000	18,685	54,685	8,803	△ 17	110,721

	評価・換算差額等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成20年3月31日残高	△ 185	△ 16	△ 201	113,347
事業年度中の変動額				
新株の発行				64,500
資本金からその他資本剰余金への振替				—
資本準備金からその他資本剰余金への振替				—
自己株式の消却				—
剰余金の配当				△ 3,920
当期純利益				2,383
自己株式の取得				△65,790
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	138	16	154	154
事業年度中の変動額合計	138	16	154	△ 2,672
平成21年3月31日残高	△ 46	—	△ 46	110,674

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

ア. 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

イ. 時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ……………時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法を採用しております。

ただし、東京研修会館の建物および構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5～8年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

計上時に全額費用処理しております。

(2) 社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は86,716百万円であります。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイント制度によりお客さまに付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金および前払年金費用

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

前払年金費用（3,522百万円）は、「投資その他の資産」の「その他」に含めて記載しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(6) 利息返還損失引当金

将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

5. 収益の計上基準

営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。

(1) アドオン方式契約

総合あっせん … 7・8分法により計上する方法

個品あっせん … 7・8分法により計上する方法

信用保証 … 7・8分法により計上する方法

(保証料契約時一括受領)

信用保証 … 定額法により計上する方法

(保証料分割受領)

(2) 残債方式契約

総合あっせん … 残債方式により計上する方法

個品あっせん … 残債方式により計上する方法

信用保証 … 残債方式により計上する方法

(保証料分割受領)

融資 … 残債方式により計上する方法

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。
2. 一時的収入としての性格が強い、カード諸手数料収入、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。
3. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数×積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。
4. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当事業年度においては、借入金を対象に金利オプション取引および金利スワップ取引を実施しております。

有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により行っております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

7. 会計処理方法の変更

リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産	
現金及び預金	60百万円
2. 割賦売掛金を流動化した残高	
個品あっせん債権	51,259百万円
融資債権	1,240百万円
3. 有価証券は、信用保証業務の一環として保有している信託受益権であります。	
4. 金銭の信託は、信用保証業務の一環として設定しているものであります。	
5. 有形固定資産の減価償却累計額	3,642百万円
6. 保証債務残高	
融資保証残高	8,819百万円
従業員借入金保証残高	201百万円
7. 関係会社に対する金銭債権・債務	
金銭債権	100,757百万円
金銭債務	70,053百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高	
営業取引高	
営業収益	13百万円
営業費用	906百万円
営業取引以外の取引高	24百万円
上記の他、「関連当事者との取引に関する注記」に記載の取引があります。	
2. 割賦売掛金を流動化したことによる損益	
総合あっせん収益	△100百万円
個品あっせん収益	436百万円
3. 過年度報奨金等（特別損失）	
業務提携取引に関連し、クレジットカード提携先から報奨金等の支払額に関して提起された民事訴訟において、平成20年7月30日に和解が成立したことにより生じたものであります。	

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	61,705株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
貸倒引当金損金算入限度超過額	47,325百万円
繰越欠損金	80,691百万円
その他	11,886百万円
小計	139,903百万円
評価性引当額	△128,133百万円
合計	11,770百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱新生銀行	被所有 直接 76.7%	預金の預入 資金の借入	資金の借入	百万円 506,000	短期借入金	百万円 70,000
				資金の返済	436,000	—	—
				優先株式の引受	64,500	—	—
				信託受益権の売却	125,800	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) 資金の借入については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供していません。
 - (2) 優先株式の引受については、当社が発行したH種優先株式を1株につき2,000円で引き受けたものであります。
 - (3) 信託受益権の売却については、市中相場を勘案して交渉の上、決定しております。
2. 子会社および関連会社等
該当事項はありません。
 3. 兄弟会社等
該当事項はありません。
 4. 役員および個人主要株主等
該当事項はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	△963円07銭
1株当たり当期純利益	10円10銭

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

株式会社 ア プ ラ ス
取 締 役 会 御中

監査法人 ト ー マ ツ

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 岩 本 正 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 順 二 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 奥 津 佳 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプラスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月12日

株式会社アプラス 監査役会

常勤監査役 佐藤 義 昭 ㊟
常勤監査役 竹内 晃 ㊟
社外監査役 森川 輝 夫 ㊟
社外監査役 宇都宮 加 城 ㊟

以 上

事業持株会社体制への移行について

当社は、平成21年5月13日および同年5月26日に開催いたしました当社取締役会において、会社分割（吸収分割の方式）による、事業持株会社体制の採用により、新たな体制へ移行することについて決議いたしました。

第4号議案「吸収分割契約承認の件」においてご審議いただきます前に、事業持株会社体制へ移行することと決議いたしました背景等をご報告申し上げます。

1. 背景

近年の当業界におきましては、業法改正等の規制強化の流れが加速するとともに、昨今の世界的な金融問題に端を発した景気の急速な悪化による国内経済への波及等、経営環境は想定以上のスピードで変化しております。このような中、当社グループは「今までにない全く新しいタイプの信販会社になる」という戦略ビジョンを掲げ、経営変革の着実な実行や、経営変革に基づく戦略プランをより着実に遂行するための第三者割当増資を通じた自己資本の更なる充実など、経営環境の変化に対応する基盤整備に取り組んでまいりました。当社グループは、現下の経営環境の変化に対し、更に機動的に対応できる組織作りが急務であると考え、事業持株会社体制の採用により、新たな体制へ移行することについて決議いたしました。

なお、今回の体制の移行は当社グループ内の再編であり、当社グループの事業内容に変更はございません。

2. 目的

(1) グループ経営機能の更なる向上

会社分割による事業持株会社体制の採用により、当社グループ内における異なる事業の透明性の高い管理体制と、変化の早い経営環境に機動的に対応できる体制を確立し、グループ戦略を機動的に実施してまいります。また経営資源の最適配分徹底を通して、当社グループ全体の企業価値を高めてまいります。

(2) 個別事業の強化

事業会社は、採算性を意識しつつ迅速な意思決定を行い、各事業会社の特性を活かして、お客さまや市場に密着した付加価値のある金融サービスの提供や、取引先加盟店へのカスタマイズされた高度なサービスの提供により、柔軟かつスピーディに事業環境の変化に対応してまいります。

(3) 新生銀行でのコンシューマーファイナンス事業の包括的な見直しへの対応

当社の親会社である新生銀行は、現在、コンシューマーファイナンス事

業の更なる強化と収益性の向上を図るため、グループ全体での事業の包括的な見直しを行っております。新生銀行グループの子会社として、当社グループは、本体制への移行により、事業の効率化をすすめ、収益性の向上に注力してまいります。

3. 概要

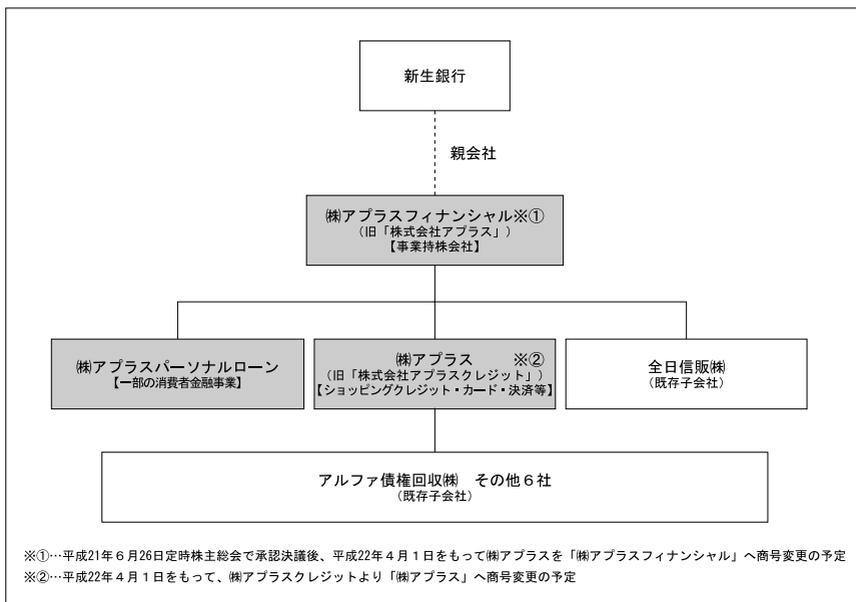
当社は、平成22年4月1日（予定）を効力発生日とした吸収分割の方式により、主要な事業を、平成21年4月に設立した吸収分割承継会社（以下：「承継会社」）2社（「株式会社アプラスパーソナルローン」、「株式会社アプラスクレジット」）に承継させる予定であります。

具体的には、「株式会社アプラスパーソナルローン」には一部の消費者金融事業を承継させ、「株式会社アプラスクレジット」にはショッピングクレジット事業、カード事業、決済事業等を承継させる予定であります。

また、当社自体は、「承継会社」2社および当社の主要な子会社である全日信販株式会社（岡山県）を中心とした当社グループ全体の経営戦略、経営管理機能ならびに一部の事業を担う事業持株会社へ移行し、引き続き上場会社となる予定であります。

なお、吸収分割効力発生日をもって、事業持株会社となる当社（現：株式会社アプラス）は、「株式会社アプラスフィナンシャル」に商号を変更し、「承継会社」の1社である株式会社アプラスクレジットは「株式会社アプラス」に商号を変更する予定であります。

【会社分割後の体制移行の「完了イメージ」】（平成22年4月1日時点）



※①…平成21年6月26日定時株主総会で承認決議後、平成22年4月1日をもって(株)アプラスを「(株)アプラスフィナンシャル」へ商号変更の予定

※②…平成22年4月1日をもって、(株)アプラスクレジットより「(株)アプラス」へ商号変更の予定

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されません。

1. 減少する資本金の額
資本金 32,250,000,000円
2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日
平成21年8月4日

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本準備金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

1. 減少する準備金の額
資本準備金 32,250,000,000円
2. 準備金の額の減少が効力を生ずる日
平成21年8月4日

第3号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、D種優先株式・E種優先株式・F種優先株式・G種優先株式に対する配当は発行条件に則り実施いたしたいと存じますが、B種優先株式・C種優先株式および普通株式に対する配当につきましては、まことに遺憾ながら無配とさせていただき所存でございます。何卒倍旧のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社D種優先株式1株につき金40円、E種優先株式1株につき金30円、F種優先株式1株につき金30円、G種優先株式1株につき金30円
その配当総額 3,835,000,000円
ただし、その他資本剰余金を原資といたします。
なお、中間配当としてD種優先株式1株につき金40円を支払いしておりますので、D種優先株式の当期の年間配当金は1株につき金80円となります。
2. 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成21年6月29日

第4号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、現下の経営環境の変化に対し、更に機動的に対応できる組織づくりが急務であると考え、①グループ経営機能の更なる向上②個別事業の強化③新生銀行でのコンシューマーファイナンス事業の包括的な見直しへの対応を目的とし、平成22年4月1日（予定）を効力発生日とした吸収分割の方式により、主要な事業を、当社完全子会社である株式会社アプラスクレジットと株式会社アプラスパーソナルローンの2社に承継させる吸収分割を行うものであります。

本議案は、そのうち、当社完全子会社である株式会社アプラスクレジットとの間の吸収分割契約についてご承認をお願いするものであります。なお、当社完全子会社である株式会社アプラスパーソナルローンとの間の吸収分割手続については、会社法第784条第3項の規定に基づき、簡易分割の手続きにより行います。

当社自体は、当社グループ全体の経営戦略、経営管理機能ならびに一部の事業を担う事業持株会社へ移行し、引き続き上場会社となる予定であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

株式会社アプラス（以下「甲」という。なお、第8条に定める日（以下「効力発生日」という。）をもって商号を株式会社アプラスフィナンシャルに変更予定。）と株式会社アプラスクレジット（以下「乙」という。なお、効力発生日をもって商号を株式会社アプラスへ変更予定。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日に営む一切の事業（但し、消費者金融事業のうち商品名「Aカード」及び「α倶楽部カード」に係るもの並びに信用保証事業のうち住宅ローンに係るものを除く。以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本吸収分割」という。）。甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲：吸収分割会社
（商号）株式会社アプラス
（住所）大阪市中央区南船場一丁目17番26号

乙：吸収分割承継会社
（商号）株式会社アプラスクレジット
（住所）大阪市中央区南船場一丁目17番26号

第2条（乙が甲から承継する権利義務）

1. 本吸収分割により乙が甲から承継する権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、負債、雇用契約及び契約上の地位その他の権利義務とする。なお、本契約締結後効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に従い、本承継対象権利義務に含まれるものとする。
2. 甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。
3. 前二項の規定にかかわらず、本承継対象権利義務に含まれる契約（以下「承継対象契約」という。）上の地位又は承継対象契約に基づく権利義務を本吸収分割により承継することが承継対象契約に定める義務に抵触する場合、効力発生日の前日時点において承継対象契約に定める義務を順守できる見込みがない場合その他甲又は乙に不利益が発生する場合、甲乙協議の上、承継対象契約上の地位及び承継対象契約に基づく権利義務を本承継対象権利義務から除外する等の対応をすることができる。

第3条（吸収分割に際して交付する株式）

1. 乙は、本吸収分割に際して普通株式1株をあらたに発行し、その全部を甲に割り当てる。
2. 乙は、本吸収分割に際し、甲に対して、前項に定める乙の発行する株式以外の資産を交付しない。

第4条（増加すべき資本金及び資本準備金）

乙が本吸収分割により増加すべき資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。なお、本吸収分割前の乙の資本金及び資本準備金の額は、資本金5,000万円、資本準備金5,000万円である。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 資本金 | 金14,950,000,000円 |
| (2) 資本準備金 | 金 3,700,000,000円 |
| (3) その他資本剰余金 | 会社計算規則第37条第1項に定める株主資本等変動額から前各号に掲げる額を減じて得た額 |

第5条（移転手続等）

1. 甲は、第2条第1項により乙に承継される権利義務の移転に関して、登記、登録、通知等の手続が必要となるもの及び甲が保有する許認可の乙への承継については、乙と協力してその手続を行う。
2. 前項の手続に要する登録免許税その他の費用は、甲の負担とする。

第6条（公租公課等の負担）

第2条第1項により乙が甲から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等については、本吸収分割の効力発生日の前日までは甲が、本吸収分割の効力発生日以後は乙が、それぞれ実日数による日割計算によりこれを負担する。

第7条（分割承認総会）

甲及び乙は、平成21年6月30日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。但し、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第8条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、平成22年4月1日とする。但し、分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第9条（分割前に就任した乙の取締役及び監査役の任期）

乙の取締役又は監査役であって本吸収分割前に就任した者の任期は、本吸収分割がない場合に在任すべき時までとする。

第10条（善管注意義務）

本契約締結後本吸収分割の効力発生までの間、甲は、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務を執行し、その事業に属する財産の管理運営を行うものとし、乙は、善良なる管理者の注意をもって、その業務を執行し、かつその事業に属する財産の管理運営を行うものとし、それぞれその財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議の上でこれを行う。

第11条（競業禁止義務）

甲は、本吸収分割の効力発生後においても、本件事業について、会社法第21条に定める競業禁止義務を負わない。

第12条（本契約の変更・解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から本吸収分割の効力発生日までの間において、天変地異その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動を生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、第7条に定める甲及び乙の各株主総会の承認、又は本吸収分割の効力発生日までに本吸収分割の実行のために必要な法令の定めに従った許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第14条（法改正）

会社法その他の法令の改廃に基づき本契約の変更又は修正が必要になった場合には、甲乙協議の上、必要な変更又は修正を行うことができる。

第15条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（以下余白）

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成21年5月26日

甲：大阪市中央区南船場一丁目17番26号
株式会社アプラス
代表取締役 クラーク・ダグラス・グラニンジャー

乙：大阪市中央区南船場一丁目17番26号
株式会社アプラスクレジット
代表取締役 クラーク・ダグラス・グラニンジャー

「承継権利義務明細表」

乙は、本吸収分割により、次に記載する資産、負債、知的財産権、雇用契約等その他の権利義務を承継する（以下、「提携住宅ローン」とは、信用保証事業のうち住宅ローンに係るものをいい、「パーソナルローン事業」とは、消費者金融事業のうち商品名「Aカード」及び「α倶楽部カード」に係るものをいう。）。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、平成21年3月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

以下に掲げるものを除く、甲から乙への承継が法令上可能である一切の資産（但し、本別紙5.「その他の権利義務」の定めにより甲から乙へ承継されない契約上の地位及びこれに付随する権利義務に関するものを除く。）

(1) 流動資産

- ① 現金及び預金のうち、提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
- ② 割賦売掛金のうち、提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
- ③ 信用保証割賦売掛金のうち、提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
- ④ 前払費用のうち、提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
- ⑤ 未収収益のうち、以下のもの
 - (ア) パーソナルローン事業に係るもの
 - (イ) 株式会社新生銀行並びにその子会社及び関連会社のうち、甲、甲の子会社及び関連会社を除くもの（以下「新生銀行子会社等」という。）を相手方とする取引に係る未収収益〔但し、クレジットカード事業、ショッピングクレジット事業、決済事業、消費者金融事業のうちパーソナルローン事業を除くもの、信用保証事業のうち提携住宅ローン事業を除くもの（以下、これらの事業を「クレジット事業等」という。）に係るものを除く。〕
- ⑥ 未収入金のうち、以下のもの
 - (ア) 提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
 - (イ) 新生銀行子会社等を相手方とする取引に係る未収入金（但し、クレジット事業等に係るものを除く。）
 - (ウ) 公租公課に係る未収入金
- ⑦ 立替金のうち、以下のもの
 - (ア) 提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
 - (イ) 新生銀行子会社等を相手方とする取引に係る立替金（但し、クレジット事業等に係るものを除く。）
- ⑧ 仮払金のうち、以下のもの
 - (ア) 提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
 - (イ) 新生銀行子会社等を相手方とする取引に係る仮払金（但し、クレジット事業等に係るものを除く。）
- ⑨ 繰延税金資産のうち、提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
- ⑩ 貸倒引当金のうち、提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの

(2) 投資その他の資産

- ① 関係会社株式のうち、発行会社が全日信販株式会社であるもの
- ② 長期前払消費税
- ③ 長期差入保証金のうち、以下のもの
 - (7) 提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
 - (4) 割賦購入あっせん業（登録番号（大）第6号）に係る営業保証金

(3) 繰延資産

社債発行費

2. 負債

以下に掲げるものを除く、甲から乙への承継が法令上可能である一切の負債（但し、本別紙5.「その他の権利義務」の定めにより甲から乙へ承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関するものを除く。）

(1) 流動負債

- ① 信用保証買掛金のうち、提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
- ② 1年以内償還予定の社債
- ③ 株式会社新生銀行との間の平成17年5月31日付当座勘定貸越約定における借入金
- ④ 未払金のうち、以下のもの
 - (7) 提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
 - (4) 新生銀行子会社等を相手方とする取引に係る未払金（但し、クレジットカード事業等に係るものを除く。）
 - (9) 配当金に係る未払金
 - (5) 公租公課に係る未払金
- ⑤ 未払費用のうち、以下のもの
 - (7) 提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
 - (4) 社債利息
 - (9) 新生銀行子会社等を相手方とする取引に係る未払費用（但し、クレジット事業等に係るものを除く。）
- ⑥ 預り金のうち、以下のもの
 - (7) 提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に係るもの
 - (4) 新生銀行子会社等を相手方とする取引に係る預り金（但し、クレジット事業等に係るものを除く。）
- ⑦ 前受収益のうち、提携住宅ローン及びパーソナルローン事業に係るもの
- ⑧ 短期社債
- ⑨ ポイント引当金のうち、パーソナルローン事業に係るもの
- ⑩ 利息返還損失引当金のうち、パーソナルローン事業に係るもの

(2) 固定負債

- ① 社債
- ② 利息返還損失引当金のうち、パーソナルローン事業に係るもの
- ③ 役員退職慰労引当金のうち、取締役及び監査役に係るもの

3. 知的財産権

著作権、商標権及び特許権の一切

4. 雇用契約等

(1) 雇用契約

本吸収分割の効力発生日において甲に在籍している従業員との契約の一切

(2) その他

アプラス従業員組合との間の平成20年10月6日付労働協約のうち、労働条件その他労働者の待遇を定める部分（規範的部分）以外の部分に係るすべての条項

5. その他の権利義務

甲が締結している一切の契約に係る契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務（但し、次に掲げる契約に関するものを除く。）

- ① 提携住宅ローン事業及びパーソナルローン事業に属する一切の契約
- ② 株式会社新生銀行との間の以下の契約
 - (ア) 平成16年9月24日付銀行取引約定書及び平成17年5月31日付当座勘定貸越約定
 - (イ) 平成19年6月14日付株式会社アプラス第1回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）財務・発行及び支払代理契約
 - (ウ) 平成17年10月11日付監査業務委託契約
- ③ 新生証券株式会社、野村証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、クレディ・スイス証券株式会社との間の平成19年6月14日付株式会社アプラス第1回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）買取引受契約
- ④ 株式会社格付投資情報センターとの間の以下の契約
 - (ア) 平成16年12月15日付格付申込書
 - (イ) 平成17年2月21日付コマーシャル・ペーパー格付申込書
 - (ウ) 平成18年3月6日付格付申込書
 - (エ) 平成19年3月16日付格付申込書
 - (オ) 平成19年6月1日付格付申込書
- ⑤ 監査法人トーマツとの間の平成20年7月7日付監査及び四半期レビュー契約
- ⑥ 株式会社プロネクサスとの間の平成21年4月1日付PRONEXUS WORKSサービス契約
- ⑦ ダイヤモンドコンピュータサービス株式会社（現三菱総研DCS株式会社）との間の平成15年3月14日付システム運用業務委託契約及び平成18年10月1日付変更契約
- ⑧ 法律事務所との間の顧問契約の一切
- ⑨ 税理士との間の顧問契約の一切
- ⑩ 住友信託銀行株式会社との間の平成20年12月30日付証券代行事務委託契約
- ⑪ 株式会社シー・アイ・シーとの間の平成11年6月11日付加盟契約及びその付帯契約
- ⑫ 日本信用情報機構株式会社との間の平成21年3月12日付信用情報交換契約
- ⑬ 株式会社シー・シー・ビーとの間の昭和61年7月15日付消費者信用情報の交換に関する基本的契約及びその付帯契約

以 上

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 吸収分割に際して交付する吸収分割承継会社の株式の数の相当性に関する事項

株式会社アプラスクレジット（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、本吸収分割に際して、その株式1株を新たに発行し、そのすべてを吸収分割承継会社の発行済株式のすべてを保有する当社へ割当交付いたします。

当社は、吸収分割承継会社の完全親会社であり、かつ、本吸収分割は吸収分割承継会社の発行するすべての株式を当社に割当交付する分社型吸収分割であることから、割り当てる株式の数にかかわらず、当社の純資産額及び当社の株主の権利に変動はありません。従いまして、吸収分割承継会社の発行する上記株式の数は相当であると判断し、当社及び分割承継会社はかかる事項について合意いたしました。

(2) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の相当性に関する事項

吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は、本吸収分割後の吸収分割承継会社の安定した財務基盤の構築及び機動的かつ柔軟な資本政策の双方を実現するため、吸収分割会社の平成21年3月31日現在の貸借対照表を基礎として計算される吸収分割承継会社への承継予定の資産及び負債の額の規模を踏まえ、会社計算規則第37条の規定に従い、相当と認められる資本金及び準備金の額を定めたものであり、相当であると判断いたしました。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

株式会社アプラスクレジットの設立時貸借対照表

(平成21年4月24日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
現金及び預金	100	株主資本	100
		資本金	50
		資本剰余金	50
		資本準備金	50
		純資産合計	100
資産合計	100	負債純資産合計	100

(4) 吸収分割承継会社の会社成立の日後の重要な財産の処分、重要な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はございません。

(5) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重要な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

会社分割

当社は、平成21年5月26日開催の取締役会において、平成22年4月1日（予定）を効力発生日とした、当社の一部の消費者金融事業を株式会社アプラスパーソナルローンに承継させる吸収分割契約を承認し、同日同社と締結いたしました。

第5号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 報告事項および第4号議案にお示ししましたとおり、当社は事業持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、定款第1条に定める商号を変更するものであります。

なお、定款第1条の変更につきましては、第4号議案「吸収分割契約承認の件」を承認いただき、かつ、同議案における吸収分割の効力が発生することを条件として、平成22年4月1日付をもって効力が生じるものとします。(変更定款案第1条)

(2) 当事業の現状に即し、事業目的を見直し、変更を行うものであります。また、これに伴う号数の変更を併せて行うものであります。

なお、定款第2条の変更につきましては、本総会決議をもって変更を行うものであります。(変更定款案第2条)

(3) 平成21年3月の自己株式取得に関し、D種優先株主様からの自己株式取得の申込により取得し自己株式となったD種優先株式を平成21年3月に消却したことに伴い、D種優先株式の発行可能種類株式総数の変更を行うものであります。

なお、定款第7条の変更につきましては、本総会決議をもって変更を行うものであります。(変更定款案第7条)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>第 1 条 (商 号) 当社は、<u>株式会社アプラス</u>と称し、英文では<u>APLUS Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第 2 条 (目 的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. クレジットカードに関する業務。 2. 割賦購入斡旋業務。 3. 金銭の貸付ならびに信用保証業務。 4. 機械類その他の物品又は物件を使用させる業務。 5. 集金代行業務。 6. 計算事務代行業務。 7. 金銭債権の取得。 8. 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第 2 条第 4 項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第 5 項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務。 9. 電子計算機のプログラムの作成若しくは販売を行う業務。 10. 金融経済に関する調査又は研究を行う業務。 11. 事業者の経営に関する相談に応ずる業務。 12. <u>商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業。</u> 13. <u>商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資顧問業。</u> 14. <u>手形割引業務。</u> 15. <u>損害保険の代理業務。</u> 16. <u>生命保険の募集に関する業務。</u> 17. <u>前各号に附帯する一切の業務。</u> 	<p>第 1 条 (商 号) 当社は、<u>株式会社アプラスファイナンシャル</u>と称し、英文では<u>APLUS FINANCIAL Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第 2 条 (目 的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. クレジットカードに関する業務。 2. 割賦購入斡旋業務。 3. 金銭の貸付ならびに信用保証業務。 4. 機械類その他の物品又は物件を使用させる業務。 5. 集金代行業務。 6. 計算事務代行業務。 7. 金銭債権の取得。 8. 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第 2 条第 4 項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第 5 項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務。 9. 電子計算機のプログラムの作成若しくは販売を行う業務。 10. 金融経済に関する調査又は研究を行う業務。 11. 事業者の経営に関する相談に<u>応ずる業務。</u> (削除) <p style="text-align: center;">(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 12. <u>手形割引業務。</u> 13. <u>損害保険の代理業務。</u> 14. <u>生命保険の募集に関する業務。</u> 15. <u>前各号に附帯する一切の業務。</u>

現行定款	変更定款案
第2章 株 式	第2章 株 式
<p>第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通株式については 1, 225, 396, 072株 2. B種優先株式については 10, 000, 000株 3. C種優先株式については 15, 000, 000株 4. D種優先株式については <u>49, 000, 000株</u> 5. E種優先株式については 70, 500, 000株 6. F種優先株式については 10, 000, 000株 7. G種優先株式については 25, 000, 000株 8. H種優先株式については 40, 500, 000株 	<p>第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通株式については 1, 225, 396, 072株 2. B種優先株式については 10, 000, 000株 3. C種優先株式については 15, 000, 000株 4. D種優先株式については <u>16, 750, 000株</u> 5. E種優先株式については 70, 500, 000株 6. F種優先株式については 10, 000, 000株 7. G種優先株式については 25, 000, 000株 8. H種優先株式については 40, 500, 000株

第6号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員4名は任期満了となります。

つきましては、経営体制を強化するため取締役を1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
1	クラーク・ダグラス・ グラニンジャー (昭和43年1月27日生)	平成9年7月 リーマン・ブラザーズ証券株式会 社 平成12年6月 株式会社新生銀行 マーチャント バンキング部次長 平成14年1月 同行 ストラクチャード商品部長 平成15年7月 同行 インスティテューショナル バンキング部門長兼事業法人本部 長 平成15年9月 同行 執行役員インスティテュー ショナルバンキング部門長兼事業 法人本部長 平成16年4月 同行 執行役員インスティテュー ショナルバンキング部門長 平成16年6月 同行 専務執行役員インスティテュー ショナルバンキング部門長 平成17年9月 同行 執行役員副社長インスティテ ューショナルバンキング部門長 平成18年7月 同行 執行役員副社長インスティテ ューショナルバンキング部門最高 責任者部門長 平成19年3月 当社 顧問 平成19年3月 当社 代表取締役社長最高経営責 任者 (CEO) (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
2	かごたにしゅうじ 籠谷修司 (昭和25年7月29日生)	昭和49年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成9年4月 同行 築港支店長兼大阪ポートタウン支店長 平成11年5月 同行 和歌山支店長 平成13年4月 同行 室町支店長兼法人業務責任者 平成14年7月 当社 営業本部付部長 平成14年10月 当社 企画部長 平成16年4月 当社 執行役員企画部長 平成16年11月 当社 執行役員 平成17年2月 当社 取締役常務執行役員 平成17年3月 当社 取締役常務執行役員最高信用リスク責任者（CRO）信用リスク管理部門担当 平成18年12月 新生信託銀行株式会社 取締役受託管理部長 平成19年3月 当社 顧問 平成19年3月 当社 代表取締役副社長 副社長執行役員 最高執行責任者（COO）最高人事責任者（HRリーダー）人事部門担当 平成19年6月 当社 代表取締役副社長 副社長執行役員 最高執行責任者（COO） 平成20年11月 当社 代表取締役副社長 副社長執行役員 最高執行責任者（COO）最高人事責任者（HRリーダー）人事部門担当 平成21年5月 当社 代表取締役副社長 副社長執行役員 最高執行責任者（COO）人事部門担当 信用リスク管理部門担当（現任）	普通株式 52,000株
3	のぐちさとし 野口郷司 (昭和27年7月14日生)	昭和52年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成12年5月 同行 名古屋支店長 平成15年3月 同行 法人管理部長 平成15年7月 同行 ビジネスソリューション第二部長 平成16年10月 当社 執行役員 平成17年2月 当社 取締役常務執行役員 平成17年3月 当社 取締役常務執行役員最高財務責任者（CFO）財務部門担当 平成19年1月 当社 取締役常務執行役員最高財務責任者（CFO）財務部門担当財務部長（現任）	普通株式 4,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
4	さとう まさき 佐藤 正樹 (昭和30年10月15日生)	昭和54年4月 当社 入社 昭和62年5月 当社 世田谷支店長 平成5年3月 当社 渋谷支店長 平成8年7月 当社 名古屋支店長兼営業店部 (大阪) エリアマネジャー 平成9年4月 当社 名古屋支店長兼営業店部 (中部エリア) エリアマネジャー 平成11年10月 当社 営業店部長 平成14年10月 当社 営業推進部長 平成16年4月 当社 執行役員営業推進部長 平成16年8月 当社 執行役員東日本第一統括部 長 平成17年10月 当社 常務執行役員営業本部長 平成18年6月 当社 常務執行役員最高営業責任 者 (CSO) 営業部門担当 平成18年6月 当社 取締役常務執行役員最高営 業責任者 (CSO) 営業部門担当 平成19年1月 当社 取締役常務執行役員最高営 業責任者 (CSO) 営業部門担当 戦略営業本部長 平成19年4月 当社 取締役常務執行役員最高営 業責任者 (CSO) 営業部門担当 (現任)	普通株式 21,000株
5	つね みね ひとし 常峰 仁 (昭和28年10月9日生)	昭和52年4月 株式会社日本長期信用銀行 (現株 式会社新生銀行) 入行 平成12年3月 同行 新宿支店長 平成12年10月 同行 首都圏営業部長 平成14年4月 同行 大阪支店長 平成16年6月 シンキ株式会社 顧問 平成16年6月 同社 代表取締役会長兼会長執行 役員 平成17年6月 同社 代表取締役社長兼社長執行 役員 平成21年5月 当社 顧問 (現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の過去5年間及び現在における、当社の親会社である株式会社新生銀行、その子会社である新生信託銀行株式会社及びシンキ株式会社での業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況」に記載のとおりであります。
3. 取締役候補者クラーク・ダグラス・グラニンジャー氏の過去5年間における、前記以外の株式会社新生銀行の子会社での業務執行者としての地位及び担当は、以下のとおりであります。

株式会社ビーエムファイナンス代表取締役社長
(平成15年1月から平成17年7月まで)

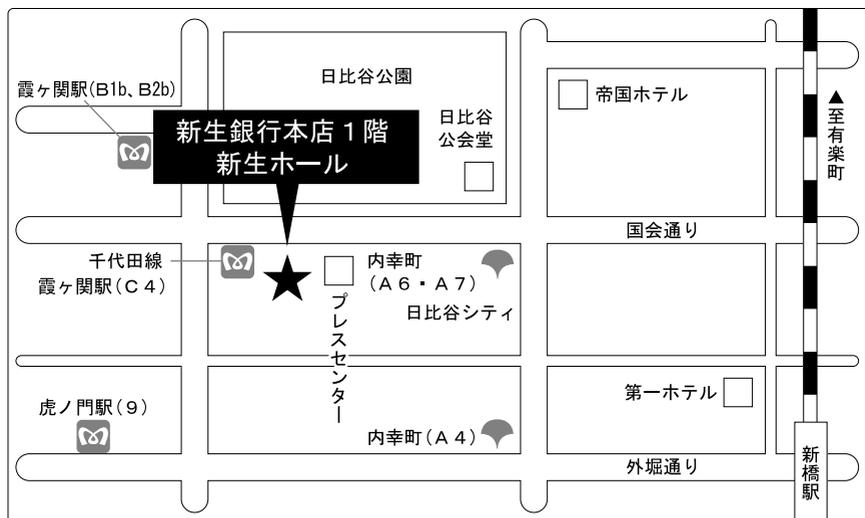
株式会社ビーエムエンタープライズ代表取締役社長
(平成15年1月から平成17年7月まで)

4. なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はございません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
 新生銀行本店1階新生ホール



東京メトロ	丸の内線・千代田線・日比谷線	霞ヶ関駅	C 4 出口	徒歩約 4 分
	丸の内線・千代田線	〃	B 1b 出口	徒歩約 8 分
	日比谷線	〃	B 2b 出口	徒歩約 8 分
	銀座線	虎ノ門駅	9 番出口	徒歩約 7 分
都営	三田線	内幸町駅	A 7 出口	徒歩約 5 分
		新橋駅	西口	徒歩約 10 分
J R				

※ 会場には駐車場がございませんので、最寄りの交通機関をご利用の上、ご来場賜りますようお願い申し上げます。